規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十二年十月四日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則九―一二三―三

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一二三（本府省業務調整手当）の一部を次のように改正する。

第三条第四号を次のように改める。

四　警察庁の業務であって、次に掲げるもの

イ　工場の業務

ロ　刑事局の犯罪鑑識に関する業務であって、人事院が定めるもの

第三条第七号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

告　示

○法務省告示第五百号

熊本県宇城市役所保存の次の除籍が滅失した。

平成二十二年十月四日

法務大臣　柳田　稔

熊本県下益城郡小川町大字住吉百六十五番地

江本　義則

○法務省告示第五百一号

北海道雨竜郡沼田町役場保存の次の除籍が滅失した。

平成二十二年十月四日

法務大臣　柳田　稔

一　北海道雨竜郡沼田町字昭和官有地

平間　勇雄

二　同町字昭和官有地

横山　泰勝

三　同町字旭町百六十八番地

梅田　克巳

四　同町本通二丁目百四十六番地

白崎　次吉

五　同町字高穂二百五十二番地

黒田　義宗

六　同町字浅野官有地

平野　マス

七　同町字沼田六十六番地

柴田　恒吉

八　同町字浅野百十二番地

三鍋　聖憲

九　同町字恵比島六百八十一番地

安住友三郎

十　同町字共成三番地

熊野清太郎

十一　同町字北竜千二百八番地

廣上　勇二

十二　同町字浅野官有地

水上　義満

十三　同町字浅野官有地

藤田　ヤナ

十四　同町字恵比島三百五十九番地

黒瀬　茂樹

十五　同町字沼田無番地

影近　れる

十六　同町字浅野二百九十四番地

西館雄二郎

十七　同町字恵比島五百四十二番地

江口　肇

十八　同町字昭和官有地

新田　實

十九　同町本通五丁目九十番地

中山　作藏

二十　同町字沼田八十四番地

平木　勇三

○法務省告示第五百二号

北海道雨竜郡沼田町役場保存の次の一から八までの除籍の全部及び九から十九の除籍の一部が滅失した。

平成二十二年十月四日

法務大臣　柳田　稔

一　北海道雨竜郡沼田町字本通三十一番地

本田　畔

二　同町字沼田百九十九番地

三島　益

三　同町字浅野官有地

高橋　昭善

四　同町字北竜二百九十七番地

浪越　貞雄

五　同町字沼田八十四番地

平木　直二

六　同町字恵比島三百五十一番地

高橋　隆

七　同町字幌新三百九番地

小池小次郎

八　同町字昭和官有地

嶺　スヱ

九　同町字東予三百九十三番地

大西　數一

十　同町字南一条十七番地

岡嶋　見吾

十一　同町字浅野三百三十四番地

水本　善敏

十二　同町字沼田百七十二番地

尾田　次一

十三　同町字浅野三百三十八番地

富樫　富夫

十四　同町字浅野三百三十五番地

富樫為佐夫

十五　同町本通一丁目鉄道用地

安村　友勝

十六　同町字昭和官有地

大濱　勇

十七　同町字沼田

松田　忠重

十八　同町字昭和官有地

小泉　晴司

十九　同町北一条三丁目二十番地

吉岡　資郎

○法務省告示第五百三号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年十月四日

法務大臣　柳田　稔

認証紛争解決事業者の名称及び住所

静岡県土地家屋調査士会

静岡市駿河区曲金六丁目十六番十号

認証年月日

平成二十二年九月十五日

○法務省告示第五百四号

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第三十六条第一項第二号及び第二項第二号並びに第百九十三条第五項第二号（これらの規定を同規則及び他の省令において準用する場合を含む。）並びに同規則第二百三十八条第五項第二号、抵当証券法施行細則（昭和六年司法省令第二十二号）第二十二条第一項第二号、鉱害賠償登録規則（昭和三十年法務省令第四十七号）第十一条第五項第二号及び第二十条第二号、船舶登記規則（平成十七年法務省令第二十七号）第二十一条第一項第二号及び第四十五条第五項第二号、農業用動産抵当登記規則（平成十七年法務省令第二十九号）第三十六条第五項第二号並びに建設機械登記規則（平成十七年法務省令第三十号）第三十一条第五項第二号の規定に基づき、次の登記所を指定する。

平成二十二年十月四日

法務大臣　柳田　稔

登記所

指定の効力が生ずる日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第二十一号）の規定によりその商業登記の事務が大阪法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の大阪法務局及び地方法務局の支局及び出張所

平成二十二年十月十二日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第二十一号）の規定によりその商業登記の事務が大阪法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の熊本地方法務局及び地方法務局の支局及び出張所

平成二十二年十月十二日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第二十一号）の規定によりその商業登記の事務が札幌法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の札幌法務局及び滝川支局

平成二十二年十月十二日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第二十一号）の規定によりその商業登記の事務が鳥取地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の鳥取地方法務局及び倉吉支局

平成二十二年十月十二日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第二十一号）の規定によりその商業登記の事務が福岡法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の福岡法務局八女支局

平成二十二年十月十二日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第二十一号）の規定により長崎地方法務局佐世保の支局及び諫早支局

平成二十二年十月十二日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第二十一号）の規定によりその商業登記の事務（熊本地方法務局大津出張所の管轄に属する事務に限る。）が熊本地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の熊本地方法務局及び地方法務局大津支局

平成二十二年十月十二日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第二十一号）の規定によりその商業登記の事務が鳥取地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の鳥取地方法務局及び倉吉支局

平成二十二年十月十二日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第二十一号）の規定によりその商業登記の事務が福岡法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の福岡法務局八女支局

平成二十二年十月十二日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第二十一号）の規定によりその商業登記の事務が札幌法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の札幌法務局及び滝川支局

平成二十二年十月十二日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第二十一号）の規定によりその商業登記の事務が鳥取地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の鳥取地方法務局及び倉吉支局

平成二十二年十月十二日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則等の一部を改正する省令（平成二十二年法務省令第二十一号）の規定によりその商業登記の事務が福岡法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の福岡法務局八女支局

平成二十二年十月十二日

法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則及び登記事務委任規則の一部を改正する省令（平成二十一年法務省令第二十一号）の規定によりその商業登記の事務（熊本地方法務局大津出張所の管轄に属する事務に限る。）が熊本地方法務局において取り扱われることとなった当該法人の申請又は請求があった場合の熊本地方法務局及び地方法務局大津